

三和町神社巡り

①

文化財保護委員 松井正夫

町内には非常に多くの神社がある。それぞれ地域の産土神として崇敬され、古来から大切に護持されて来たものである。私達の神として、嬉しい事があればまっ先に報告して感謝し、悲しい時にもまた第一に参拝して祈願し、除災招福を請い願った、私達の最も身近な神である。

だから、めいめいの地域の神社については、誰もよく知っているのであるが、他地区の神社については知らない場合も少なくないようだ。

そこでこの際、町内の主だった神社について、その祭神や由緒等について、ひとわりみってみようと思う。

亀山八幡神社

大字小島の亀山に鎮座の八幡神社である。

町のほぼ中央にある亀山は、その名の如く亀形の山で、その大きさ、その高さ、その形状などのすべてにわたって過不足なく、特別に築造したような、神を祀るのに絶好の山容で、杜木も巨木が多く立派な社叢である（先年の台風で多くの巨木が倒折して、社叢の美観が若干損なわれたことは残念である）。

山の形状がよいから、石段の勾配も、その数も最適と思われる。これだけの宮山は県内でもそう多くはあるまい。神社の山号は勿論亀山であ

る。

世間周知の神社で、今さら紹介するまでもないとは思いますがその概要のみを掲げておく。

社名、亀山八幡神社

祭神、誉田和気命（応神天皇）

帯中津彦命（仲哀天皇）

息長帯比賣命（神功皇后）

外本殿、三間社、入母屋造り、

平入り、千鳥破風唐破風向拜

つき銅板葺き（間口七m奥行

六・八m）

由緒、治暦元年（一〇六五）

京都石清水（男山）八幡宮より

勧請した。宝暦八年書出し

の寺社由来書記載の「欽記」には、亀山八幡宮として、当

国第二の神社にして内八郡の祖神なり、とある。元弘の乱に、桜山入道が備後一の宮に籠り放火自害の節、その余族当社に籠り放火。宮殿、宝物、旧記等悉く灰燼に帰し詳細不明となったという。

当国第二とあるが、第一はいうまでもなく宮内（現芦品郡新市町）の一宮さん（吉備津神社）である。内八郡はどこどこかわからないが、昔の備後十四郡の内の八郡である（若干身量肩の言い方のようだが…）。

永正年中（一五〇四）二一）九鬼城主馬屋原但馬守が再建した。また福山城主水野美作守勝種侯領地の節、代官沢村正重、田中重信に命じて承応二年（一六五三）にも再建したという。現在の社殿は元禄十六年（一七〇三）の再建である。

享保二年（一七一七）に中津領となつてからは、領主奥平侯の祈願所であった。奥平正澄奉納の鉄燈があり、町の文化財に指定されている。

石の鳥居は享保四年の建立で、石大工和泉国日根郡信達

庄中村住、岸中幸右衛門藤原春宣作の銘がある。同じ頃同じ石大工が、井関八幡神社などの鳥居も作っているから、かなり長期間滞在して製作したらしい。

石の鳥居の東側の常夜燈には、宝暦八年として、小島・亀石・常光・上・光末・光信・井関・坂瀬川・時安・上野・近田・大矢・李・安田・阿下・右十五村の本社なりと刻まれている。

明治十年郷社となつたが昭和の戦争後廃止された。

明治四十年村内四十二社の小社を合祀した。

杜木の中のツガの巨木（木の鳥居東側）は県指定の天然記念物、また同じくモミの巨樹（拜殿東側）は町指定の天然記念物である。

なお絵馬一枚（人物画）が町の文化財に指定されている。ほかに多くの絵馬が拜殿に奉掲されていたが、現在は境内に鎮座の護国神社の拝殿に移されている。

崇道神社

亀山八幡神社西方の崇道山に鎮座の神社である。

祭神、御食津大神、仲哀天皇、外

本殿、一間社、入母屋造り、平入り、向拜付き、鉄板葺き（間口二・一m奥行一・六m）由緒、寺社由来書には崇道山気比大明神と記し、当村の二の宮なりとある。勧請は本亀山八幡神社と同時、旧記等は本社炎上の時焼失した。現時の社殿は宝永三年（一七〇五）の造営である。

この社は本社亀山宮の御旅所で、本社例祭の初日この社に渡御され、翌日還御される。

（参考、「神石郡誌」「西備名区」「寺社由来書」）

この稿を草するにあたっては、町内の松井益人氏の指導を頂き、また資料の提供を受けた。ここに附記してお礼を申し上げます。

三和町神社巡り

②

文化財保護委員 松井正夫

亀山八幡神社（大字井関）

大字井関の亀山に鎮座の八幡神社である。

祭神 応神天皇、仲哀天皇、神功皇后 外

本殿 三間社、入母屋造り唐破風向拜付き、銅板葺き（間口三・六m、奥行三・三m）由緒 昭和二年四月調査の「神社の由緒祭神の御事歴」に、時の宮司は、寛平五癸丑年（八九三）九月十五日の勸請と書き出しておられる。古くは神明社を奉斎していたという。

弓矢の神事を行なった所を弓場元といい、的を立てたところを弓場の峠という。のちに、神明宮を正殿に、相殿に八幡宮を奉遷した。などと書かれている。

寛文五年（一六五五）本殿再建の棟札（当社最古の棟札）には、「小畑村より安元二年（一一七六）に当所へ勸

請なり」とあり、この時から八幡宮を合祀したものであると考えられる。

元禄三年（一六九〇）十月社殿焼失、旧記宝物等焼失したという。現在の本殿は、元文元年（一七三六）十月九日の再建になるものである。

明治三十七年（一九〇四）同四十一年の間に、村内山神社外十九社を本社に合併した。社務所の床下には古墳がある。

社叢中には、ウラジロガシやイヌブナ、アキニレなどの大木があり、また、小さな赤い実をつける、草丈五〇cm程のミヤマシキミが自生している。

八幡神社（大字井関）

大字井関、下井関に鎮座の八幡神社である。

祭神 応神天皇、天御中主命、火廻加具土神 外

本殿 二間社、入母屋造り平入り向拜付き、銅板葺き（間口二・九m、奥行二・六m）由緒 延長二甲申年（九二四）九月十日の勸請といわれている。貞享三丙寅年（一六八六）九月本殿再建、現本殿は宝暦二年（一七五二）十月八日の再建である。

明治四十年（一九〇七）地域の荒神社等四社を合併した。当社は前記のように二間社造りである。二間社は数少ない珍しいもので、町内でも当社だけである。また、当社には十二の宮座があつて、昭和四十五年廃止されたが、このように宮座制がおそくまで続いたのも珍しい。

明見神社（大字大矢）

大字大矢の鎮守である。

祭神 天之御中主神、高御産巢日神、神産巢日神 外

本殿 一間社、入母屋造り平入り向拜付き、銅板葺き（間口二・九m、奥行二・九m）由緒 寿永二癸卯年（一一八三）奥州から奉遷したと伝えられているが、詳かでない。往昔は野田屋敷裏山の頂に建立されていたが、元禄年間（一六八八〜一七〇八）に現在地に遷座したといわれている。

また古くは妙見宮と称していたが明治四年（一八七二）明見神社と改称した。現在の社殿は天保四年（一八三三）六月の再建である。

明治四十一年村内荒神社など七社を合併した。

註

神社の造りについて一言付け加えておく。

一間社（例大矢明見神社）というのは、本殿正面の柱が両側の二本だけの造りで、したがって柱と柱の間が一間だけのものである。一間社という場合の一間は、長さの単位の間ではなく、一間の意味である。



二間社（例下井関八幡神社）。前記と同様の考え方で、本殿正面の柱が両側と中央の三本で、したがって柱と柱の間が二間のものである。



この場合は正面中央に柱がくるので、特別の場合（王祭神が二柱の時など）以外は、あまり造られなかったようだ。

三間社（例井関八幡神社）。これは本殿正面の柱が、両側とその間に二本の都合四本あるもので、したがって柱と柱の間が三間あるものである。この造りのものは数多く造られており郷土にもその例は多い。



亀居山日吉神社 (大字高蓋)

祭神 山末王主神、武御名方神外

本殿 三間社入母屋造り平入り、千鳥破風、唐破風向拝付き、銅板葺き(間口五・七m、奥行五・四m)

由緒 宝暦八年(一七五八)書出しの、中津藩備後領の「寺社由来書」には「亀居山王宮」として、「但式百三拾老年以前、大永年中(一五二

一〇二八)建立仕り以後三度建立仕り候棟札御座候、勸請之儀年数相知れ申さず候えども、江州比叡山より勸請仕り候由承り伝え申し候(筆者書き下し)とある。「神石郡誌」には「元弘元年(一三三

一)炎上後仮社なりしが、貞和四年再建す。現在の社殿は正徳二年(一七二二)の建立にして、口碑によれば昔近江国日吉山より勸請して山王宮と稱す」とある。いづれも江州日吉神社(現大津市坂本)からの勸請と伝えられているが、その年暦は知れないとしたり触れていない。

明治十二年(一八七九)調の「神社明

文化財保護委員 松井正夫

細帳」には、時の宮司が弘仁四年(八一三)の創建と書き出しておられて(その根拠は不明)、最近作られた「亀居山日吉神社略誌」にも、これに基づいて弘仁四年の創建とされているようだ。

大津の日吉大社は「山王社」とも呼ばれているが、当社も前記「寺社由来書」の記述のように「山王社」と稱していたが、明治元年(一八六八)六月、中津藩時代の神社調べの際日吉神社と改稱した。

古来、高蓋村では当社を一の宮とし、龍峰山八幡宮を二の宮として、例祭には御輿による渡御(御旅)が行われていたが、明治四十一年永谷八幡神社をはじめとする村内二十六社を龍峰山八幡神社に合祀し、さらに同四十三年それを当社に合併した。

また、府中市本山の日吉神社は、古くから当社の分霊を奉斎したといわれ、毎年当社の祭礼には、神馬一頭、座持十一人が参列し、返礼として当社から本山日吉神社へ神楽を奉納していたという。とこ

ると、承久の乱(一二二二)の功によって、神石郡司に補せられた木津和太郎与助が、山城国男山(現京都府八幡市)石清水八幡宮より勸請したと伝えられている。

ろが寛政三年(一七九二)の例祭は大雪で、箱田までは来たもののそれ以上は進まねず、猿ヶ馬場で遙拝して引き返した。それ以後この慣例は中絶していたが、昭和五十五年から、例祭に両社の代表が参列するという形で復活した。

なお、昨平成五年隨身門が完成した。昔も隨身門はあったともいわれるが、どの位置にいつごろまであったのかわからない。

吉井山八幡神社 (大字木津和)

祭神 譽田和気命、帶中津彦命、息長帯比売命 外

本殿 一間社神明造り、向拝付き、銅板葺き(間口二・四m、奥行二・三m)

由緒 宝暦八年(一七五八)の「備後領分寺社由来書」には、「但元禄七年(二六九四)建立仕り候当寅年迄六拾五年に罷り成り申候、勸請の儀は年暦相知れ申さず候」とある。

「神石郡誌」等の記述によ

元禄元年(一六八八)炎上したが、庄屋七左衛門(伊達)が願主となって領主水野美作守勝種に願い出て、元年以降七年間、毎年の物成(正租)の中、米三石余の免除を受け、その積立二四石五斗を資金に充て、用材は阿下村の御林から切出す許可を得て、元禄七年再建した。

明治二十六年九月二十九日現在の本殿を建築、旧殿を弊殿とした。また、明治四十一年村内枚岡神社・荒神社・大歳神社・愛宕神社・大仙社を当社に合併した。

八幡神社 (大字高蓋、広石)

祭神 譽田和気命 帶中津彦命、息長帯比売命 外

本殿 一間社流造り平入り。鉄板葺き(間口二・〇m、奥行三・一m)

由緒 詳らかでない。

(参考) 神石郡誌、寺社由来書 亀居山日吉神社略誌

三和町神社巡り

④

正宮山八幡神社 (大字上)

祭神 豊田別命、帶中津彦命、息長帶比賣命ほか十四柱
本殿 三間社入母屋造り、唐破風向拝付き、銅板葺き(間口六・二m、奥行六m、境内地二四三八㎡)
由緒 宝暦八年(一七五八)

書き上げの「備後御領分寺社由来書」には、「但明応元年壬子年(一四九一)建立仕候当寅年迄貳百七拾年ニ罷成申候勸請時代の儀ハ相知不申候」とある。「神石郡誌」には、治暦元年(一〇六五)豊前国(現大分県)宇佐八幡宮より分霊を上村宮尾山に勧請。その後長寛元年(一一一六三)現在の正宮山に遷座したと記されている。現本殿は元禄四年(一六九一)十月の再建といわれる。

境内に、元禄十四年建立の阿弥陀堂と稱する小宇があり、阿弥陀立像が一体安置されている。油木八幡神社蔵の「備後志摩利庄上保八幡常住、於備後国御調郡尾道西国寺尾

崎坊書写畢干時応安七天甲刀林鐘十二日右筆金剛仏子幸範」とあって、当時この地に僧侶が居住していたようで、この阿弥堂および阿弥陀如来像は、そのような神仏混淆時代の名残りを伝える貴重な遺物として、昭和五十四年一月三和町の文化財として指定された。

社宝に、天正十一年極月吉祥日、小畠村久鬼城主馬屋原備前守春時奉納(神社奉物控)と伝える戸張りが三張と、嘉永年中調製の神輿がある。この神輿の屋根裏には、嘉永二年八月調之とあって、これを作った石州銀山料那賀郡黒松村の大工作兵衛、門弟勝治郎、同善助、および庄屋利助、同好右衛門の五人の名を記した後に、この時光信村の居合が悪く、右の人々がいろいろ心配してできあがった。三昧で二十四両かかった。と書かれている。(注 嘉永二・三年頃は米一石が約二両であった。)

文化財保護委員 松井正夫

明治四十九年九月村内の五十二社を合祀した。

古屋山清瀧神社 (大字光末)

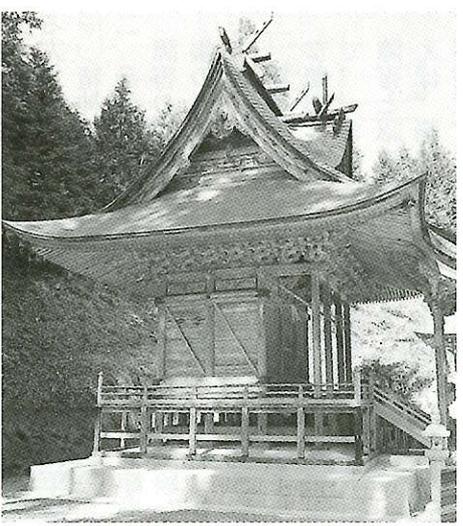
拜殿正面の額には「清瀧神社」とあるが、本殿正面の古い額には「青龍神社」とある、古くは青龍神社ではなかったかと思われる。

祭神 素戔鳴尊、保食神、大物主神ほか。
本殿 三間社入母屋造り平入り千鳥破風、唐破風向拝付き、銅板葺(間口四・三m、奥行四・一m、境内地三〇〇㎡)

由緒 前記「寺社由来書」には、青瀧大明神として、「但

寛文十三癸丑年(一六七三)建立仕候当寅年迄八拾六年に罷成申候勸請時代の儀相知不申候」とある。「神石郡誌」には天平年間(七二九〜七四九)の勸請とある。現在の本殿は享保十二年四月の建立といわれる。

この本殿の構造はきわめて精巧で、数多くの斗拱(斗組み)の精巧さ、その上に突き出ている二四の見事な龍頭、特に四隅には二重にこれを配している。このほか、社殿内外に雲形の籠彫りや獸頭・魚・鳥・波形の彫刻など、いずれも優美精緻で、この社殿を作った大工棟梁藤原朝臣安氏富右衛門は、名工左甚五郎の高弟だといわれる。桃山時代の様式を伝える見事なもので、近郷に例をみない優れた建築物で、三和町の文化財にも指定されている。



随身門に安置の豊岩窓・櫛岩窓の二神像は古い作で、桃山時代の作かともいわれ、また、左甚五郎の高弟高田屋万丈の作という人もある。町の指定文化財である。

なお、この社には天和二年(一六八二)の常夜燈をはじめ、宝暦十一年(一七一一)の幡、弘化二年(一八四五)の宮座定め覚書など古いものが多く残っている。

中倉山猿田彦神社 (大字光信)

祭神 猿田彦命ほか六柱
本殿 一間社入母屋造り妻入り、千鳥破風唐破風向拝付き銅板葺き(間口二・二m、奥行二・四m)
由緒 前記「寺社由来書」には、白鬚大明神として、「但天和二年(一六八二)壬戌年建立仕候当寅年迄七拾七年に罷成申候勸請時代相知れ申さず候」とある。

古くは白鬚大明神と稱していたが、明治四年に猿田彦神社を改稱し今日に至っている。

(参考 引用文献「神石郡誌」「備後御領分寺社由来書」)

深草山天神社 (大字時安)

祭神、菅原道真公、菅原高規公、菅原是善公、仲哀天皇、神功皇后、応神天皇ほか。例祭日十一月十五日。

本殿、三間社入母屋造り平入り、向拝つき、銅板葺き間口四・五m、奥行四・一m。

由緒 長保四年(一〇〇二)七月二十五日、筑前国(福岡県)太宰府天満宮から、時安佐草の故宮という処に勧請創建した。長久元年(一一〇四)二月二十五日神石郡李村へ分霊を奉遷して一社を創建した。(現油木町大字李天神社)その後、宝徳元年(一一四四)九月二十五日、渡辺与左衛門大願主となり、現在の地に社殿を建立して遷座し、深草山天神社と稱した。万治三年(一六六〇)再建。いまの本殿は享保八年(一七二三)の再建である。

口碑によると、文安年間(一四四〇～四九)頃笠岡沖を航行する船の遭難することが多く、土地の人に神占してこれは、時安故宮に鎮座の天

文化財保護委員 松井正夫

命、息長帯比賣命、武内宿禰命ほか、例祭日、十一月十四日。

本殿、一間社流れ造り平入り、向拝つき、銅板葺き。間口三・七m、奥行三・七m。

由緒、寛平五年(八九三)の創建という人もあるとか聞かぬが明らかでない。「神石郡誌」には創建年月日不詳、応永十五年(一四〇八)再建とある。また、大正年間の調査(旧来見村役場)には、応永十五年の勧請とある。

寛保二年(一七四二)十一月再建、文化十四年(一一八七)再建の棟札がある。昭和四十五年の台風によって倒壊し、昭和四十六年十一月建立したのが現在の本殿である。明治四十二年(一九〇九)二月十三日、村内久留美谷内の良神社、荒神社、山神社、愛宕神社など十四社を合併した。

龜山八幡神社 (大字時安)

当社の御旅所には、目通り幹囲六・三m、推定樹齢七〇〇年ともいわれる杉の巨樹があり、町の天然記念物に指定されている。

祭神、譽田和氣命、帯中津彦

龍王山大仙神社 (大字時安)

本殿、一間社入母屋造り平入り、向拝つき、銅板葺き、間口二・五m、奥行二・五m。

由緒、創建の年暦不詳である。古くは龍王権現といわれていたが、いつの頃からか高オカミ神社と稱するようになり、さらに大仙神社と呼ばれるようになったという。

祭神、高オカミ大神、大山

祇大神

本殿、一間社入母屋造り平入り、向拝つき、銅板葺き、間口二・五m、奥行二・五m。

由緒、創建の年暦不詳である。古くは龍王権現といわれていたが、いつの頃からか高オカミ神社と稱するようになり、さらに大仙神社と呼ばれるようになったという。

牛馬の守護神として尊崇されてきた。石見国津和野の城主が、牛馬繁栄を祈願して奉納した鏡があり、また、福山城主水野侯も、牛馬繁栄祈願のため家臣を代参させていたといわれる。

明和二年(一七六五)落雷によって炎上。再建。明治十二年五月再建。さらに大正十二年にも改築した。この時の敷地整備中古鏡を発掘、帝室博物館の鑑定では平安末期のものといわれる。

右に記した如く、古くから牛馬の守護神として有名であったことは多くの参拝者があり、例祭には草競馬なども催されてにぎやかであったといわれる。

「附記」

「三和町の神社巡り」は今回で五回目の連載であります。この稿を草するにあたっては、松井益人氏の指導を頂き、また氏の貴重な調査資料を参考にさせて頂いてます。ここに附記して、厚くお礼を申し上げます。(その他の参考文献、「神石郡誌」)

…いい街がつながって…
……つながって……
…… まあるい地球 ……



まちづくり月間

亀山八幡神社

(大字阿下)

祭神

響田和気命(応神天皇)、
帶中津彦命(仲哀天皇)、
息長帯比賣命(神功皇后)ほ

本殿

三間社入母屋造り、平入り、千鳥破風唐破風向拜つき、銅板葺き(間口三・九m、奥行三・六m)

「神石郡誌」には、「応永(二三九四〜一四二八)以前の古社なり」とあり、宝暦八年(一七五八)八月書き上げの「備後御領分寺社由来書」には、「當社勸請年曆相知れ申さず候えども三百三十四年以前、応永三十二乙未年(一四二五)建立の棟札御座候、ただ今の宮殿は宝暦四年甲戌年の造営にて御座候以上」と、当時の祠宮松井主水と神主文右衛門連名で書き出ししておられる。

また、現在社伝では、「治暦元年(一〇六五)山城国男山(現京都府八幡市)石清水八幡宮より、当郷志摩利庄亀山五社の一社として、阿下堂の奥に勧請し社殿一字を建立、山号を亀山という。現本殿は寛文二年(一六六二)三月の建立である」といわれ、大願主当村庄屋瀬能五兵衛、代司豊田六兵衛、組頭瀬能助藏、総頭領雲州住石倉権八郎重光、大工雲州小寺長兵衛尉吉次、小工小寺七郎兵衛と記した寛文二年の棟札が蔵せられている。

現存の本殿の建立について右のように二つの記録があるのであるが、筆者考えるに現在の本殿は宝暦四年の建立ではないかと思う。寛文二年に建立したことは棟札も現存しており間違いはないのであるが、その後九十二年経って宝暦四年に再建したことも間違いないところであろう。棟札は残っていないようだが、前記の寺社由来書が宝暦八年の書き上げでその間四年経過

しているだけで、建てないものを建てたと間違えて書き出したとは考えられないからである。

なお、隨身門には、製作年代など不詳であるが、優れた木彫りの狛犬一对が安置されている。

明治四十年村中の小社十一社を当社に合併した。

明見神社

(大字亀石)

祭神

高皇産靈神ほか十柱

本殿

三間社、入母屋造り平入り、唐破風向拜付き、銅板葺き、間口三・二m奥行三・〇m

詳かでないが口碑によれば、聖武天皇神龜元年(七二四)十一月初午の日に、大和国山部郡に鎮座の石上神宮より勸請一社を建立したという。その後この村の野上山の

中腹の岩上に火の神が降りて、神託に岩裂根裂の神なりとあったので相殿として祀ったという。年経て社殿の荒廃が甚しくなった時、境内で亀の鳴くような声がするので、占って神のお告げだということとで、宝永元年(一七〇四)社殿を再建した。現在の社殿がこれである。この時神が現れたので明見社と呼ぶようになったという。

神石郡の郡名(古くは龜石郡)の起こりの龜石は、この神社に龜形の靈石を祀っていたことから起こったのだという説があるが、しかし現在そのような石はないようで、この社のある山が龜形であることによるのであろうとか、またこの本殿の後方にある古墳の形が龜形であることによる、などの説もある。

いずれにしても龜石は古い郡名を負う村であった。神社と直接関係はないことだが、大化の改新による国・郡・里制で、郡の長官郡司の館郡家は龜石に置かれた歴史がある。

小島大神宮

(大字小島)

祭神

天照大御神、崇敬者祖靈

本殿

入母屋造り妻入り、向拜つき、瓦葺き、間口七・〇m、奥行六・八m

明治十四年三月神宮教神石分教会として設立。明治三十二年九月七日神宮奉齋会神石支部に改組。昭和二十年十一月一日神宮奉齋会小島奉齋所と改称した。昭和二十年十二月二十八日、宗教法人令施行により、同二十一年五月十五日「小島大神宮」を設立し、相殿に神道家の祖靈を祀った。

(参考 神石郡誌、備後御領分寺社由来書、松井益人氏資料)

三和町神社巡り

⑧

文化財保護委員 松井正夫

尾坂八幡神社

(大字父木野・旧藤尾村)

祭神 応神天皇ほか。

本殿 三間社入母屋造り平入り、向拜つき、鉄板葺き(間口四・二m、奥行三・九m) 由緒 応仁二乙巳年(一四六八)、十月二十日、江草惣兵衛・長久藤兵衛らの発願により勧請創建した。大工大石五平、祀官松村権太夫義孝、邑長江村安五郎であった。その後芳賀新左衛門が発起して、宝暦十三年癸未年(一七六三)九月六日再建、大工小川元九郎藤原正永、祀官松村丹後藤原喜元、邑長江村安五郎であった。現在の社殿はこれである。

昭和三十四年七月一日の町村合併により、藤尾村は神石郡三和町と芋品郡新市町とに分村合併したため、当時の瀬原・野呂地区は新市町となり氏子を離脱、その後重松地区は大字井関へ編入されたので、井関龜山八幡神社の氏子となった。残りの尾坂地区の

氏子もほとんど新市・福山方面へ転出し、氏子は皆無の状態となっているが、例祭は尾坂地区の元の氏子が帰郷して行なっている。

伊勢槌神社

(大字常光)

祭神 天照皇大神、保食神、大山祇神ほか。

本殿 一間社入母屋造り平入り、唐破風向拜つき、銅板葺き(間口一・八m、奥行二・一m) 由緒 宝暦八年八月書き上げの「備後御領分寺社由来書」には、「伊勢神宮」として、「但貞享三丙寅年建立仕候当寅年迄七拾三年に罷成申候勸請時代の儀相知れ申さず候」とある。

口碑によれば、いつの頃からある人が伊勢參宮を終えて帰り、携帯の荷物を整理しているとその中に不思議な石があり、じかもその石が日を追うて大きくなるのに驚き、これは伊勢神宮の神のお告げであるろうと、社殿を建立して、そ

の石をご神体としてまつり、伊勢槌大明神と称したという。その後貞享三年(一六八六)再建。現在の社殿は享保十七年(一七三二)の再建といわれている。

岩屋妙見神社

(大字小島)

祭神 高皇産靈神ほか。

本殿 六本柱見世棚造り、銅板葺き。 由緒 かなり古くからあって人々にも知られていたよう

で、前記「備後御領分寺社由来書」には、「但し、当社勸請の年曆詳かには相知れ申さず候えども、大永年中(一五二一〜二七)当村九鬼の城主馬屋原但馬守正国公、城より丑寅にあたり申し候故、鬼門防護のため再建立せられ崇敬これあり、その後、世乱れて修葺造営の事なく、すでに式百有余年を経て、宮殿大破に及び捨て置き難く、氏子相議り村田知公に告げ、村中の助力に依り享保二十一丙辰年(一七三六)再建立仕り候。

此度御尋ねに付き書上申候。(読み下し、よみがな、西暦は筆者)とある。

この社も明治四十年頃の村内小社合併の際、他の小社とともに小島八幡神社に合併されたが、その後再び旧敷地(岩屋、今川利春氏東側山麓)に勧請して現在に至っている。

小島八幡神社正面の丘の上の、現在天神社の社殿がもとはこの妙見神社の社殿で、合併した時社殿も多勢の氏子で担いで行ったと伝えられている。

一度合祀したものを再びこっそりもとの位置に迎えるので、社殿までは移動できなかったのであろう。

この社殿は、方一mばかりの小さなものであるが、その斗拱(組物)や彫刻、また大きな屋根など極めて精巧なもので、このような小さな社殿としては近郷に例を見ない優れたものである。

(参考。「神石郡誌」「備後御領分寺社由来書」「松井益人氏資料」)

◀救急の日 9月9日▶

すぐ行きます でも救えるのは
まず あなた



亀山八幡神社

(大字坂瀬川)

祭神 譽田和気命、帶中津彦命、息長帯比賣命ほか。

本殿 一間社入母屋造り平入り、向拜つき、銅板葺き(間口三・一m、奥行二・八m)

由緒 承保二乙卯年(一〇七五)創建とつたえるが明らかでない。天正時代(一五七八〜九一)の例祭における人身御供の伝説があるが詳らかでない。

明治四十年(一九〇七)から四十二年の間に、字丸沢田の明見神社・山神社・犬塚の荒神社・大仙神社・南の皇子神社・丸沢田の石鎚神社・経堂の道平神社・愛宕神社、大字時安字奴田原谷の荒神社と合併した。

萩原八幡神社

(大字坂瀬川)

祭神 応神天皇・仲哀天皇ほか。

本殿 三間社入母屋造り平入り、向拜つき、瓦葺き(間口三・三m、奥行三・三m)

由緒 「神社明細帳」に、「建久三壬子年(一一九二)

岡田但馬守の勸請なり。後杉原又左衛門尉元信葦浦庄を領し、岩尾城を築き余材を以て再建す。時に長享二年(一四八八)戊辰四月十六日。此時の邑長秋山善右衛門目通り五尺の萩樹二株を献す。元信一を神体とし一を宮柱となすといふ。後永祿七年(一五六四)郷内悪疫流行す。当時の城主入江大蔵少輔幣帛を献じて祈願す。疫病忽ち熄む。依

萩原明見神社

(大字坂瀬川)

・旧藤尾村)

祭神 高御産巢日神ほか。

本殿 一間社入母屋造り平入り、向拜つき、銅板葺き(間口二・四m、奥行二・四m)

由緒 寿永二癸卯年(一一八三)創建と伝えられるが詳らかでない。古くは妙見社と称し、芦田郡石屋にあったといわれる。(妙見坂を登った所

て甲冑劍鏡を寄進して報賽するという。慶安元年(一六四八)戊子三月秋山小左衛門所々の山林三町余歩を永代宮殿修復料として寄進し、その年十月十五日再建す。享保十年(一七二五)乙巳九月六日藤井小左衛門正安発起再建すと記されている。

に旧社地がある)いつ頃現在地に遷座したものか明らかでないが、天保七年(一八三六)の神道裁許状に「芦田郡藤尾村犬塚谷妙見」と見えるので、遷座はこの時以前であろう。

(参考。「神石郡誌」「松井益人氏資料」)

長い間おつきあい頂きまして有難うございました。三和町の神社巡りは本稿をもって終ります。本項で書き上げました神社以外にも、非常に多くの小社がありますが、これらについては町の文化財保護委員会でお冊子発行の準備がなされておりますので、私の神社巡りはこの回で終ります。お目通しいただきましたこと深くお礼申しあげ、ご指導や資料を頂きました松井益人氏、また参考にさせて頂いた文献の著者に厚く感謝申し上げます。 松井 正夫



9月20~26日は「動物愛護週間」です

お詫びと訂正
広報さんわ八月号で次のとおり名前に誤りがありました。訂正すると共にお詫び申し上げます。
五ページ
訂正前 多田純郎 訂正後 多田純朗
一八ページ
訂正前 天壁雅史 訂正後 矢壁雅史
杉原政治 杉田政治